

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

埼玉県知事

様

譲受人 氏名

ⓐ

譲渡人 氏名

ⓐ

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所				職業						
	譲受人												
	譲渡人												
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 ㎡	利用状況	10a 当り普通収穫高 kg	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別			
			登記簿	現況				権利の種類	権利者の氏名又は名称				
		秩父郡横瀬町大字											
		計	㎡	（田	㎡、畑	㎡、採草放牧地	㎡）						
3 転用計画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細										
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間		年 月 日から 年間										
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期				第2期				合計		
			名称	棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡	名称	棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡	棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡
土地造成		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
建築物		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
小計		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
工作物		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別			権利の設定・移転の時期			権利の存続期間			その他		
		設定・移転											
5 資金調達についての計画													
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要													
7 その他参考となるべき事項													

(記載要領)

1. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
2. 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
3. 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
4. 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
5. 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
6. 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
7. 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
8. 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(添付書類)

1. 申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
2. 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書
3. 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
4. 規則第三十一条第五号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
5. 申請に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
6. 申請に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)
7. 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合にあつては、規則第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面
8. その他参考となるべき書類